

事 務 連 絡

令和4年11月21日

関係団体各位

三重労働局雇用環境・均等室長

「職場のハラスメント撲滅月間」の実施について

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、労働行政の推進につきましては、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、改正労働施策総合推進法に基づき、令和4年4月1日からパワーハラスメント防止措置が中小企業においても義務付けられ、セクシュアルハラスメント防止対策や妊娠・出産・育児休業等ハラスメント防止対策と併せて、職場におけるハラスメント対策について広く周知する必要があります。

ハラスメントのない職場づくりを一層推進するため、厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施します。また、当室においても「職場のハラスメントに関する特別相談窓口」を令和4年12月から令和5年3月31日まで開設いたします。

つきましては、別添のとおり関係資料をお送りいたしますので、窓口への掲示・配架等に御協力いただきますようお願いいたします。

(別添)

- | | |
|---|-----|
| ・「みんなでNOハラスメント」周知用ちらし | 10部 |
| ・「労働関係法令等オンライン説明会のご案内」 | 1部 |
| ・「職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました」パンフレット | 1部 |



問い合わせ先

三重労働局雇用環境・均等室 担当 杉山 TEL 059-226-2318